

○浦幌町定住住宅取得補助金交付要綱

平成23年2月14日告示第8号
平成23年10月19日告示第84号
平成23年12月5日告示第91号
平成24年6月15日告示第58号
平成27年12月16日告示第97号
平成28年2月29日告示第10号
平成30年3月28日告示第25号
令和元年5月27日告示第43号
令和3年3月4日告示第17号
令和3年3月29日告示第29号
令和3年9月30日告示第96号

(目的)

第1条 この告示は、浦幌町の定住人口の確保と増加を図るため、浦幌町に定住する者と住宅取得を奨励するための措置を講ずることにより、町の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 浦幌町の住民基本台帳に記録され、かつ、その生活基盤を専ら町内に置き、自ら所有する住宅に浦幌町の町民として10年以上居住することをいう。
- (2) 住宅 浦幌町内において専ら人の居住の用に供する家屋で、自ら居住するため所有する住宅をいう。ただし、併用住宅にあつては、居住部分の面積割合が2分の1以上とする。
- (3) 新築 新たに住宅を建築することをいい、居住部分の床面積が50㎡以上で、かつ、建築に係る費用（用地取得費を除く。）が500万円以上の新たな住宅を建てることをいう。
- (4) 中古住宅 第2号に規定する住宅のうち、居住部分の床面積が50㎡以上で、過去に住居として使用され、かつ、購入価格が200万円以上（用地取得費を含む。）の住宅をいう。ただし、浦幌町及び3親等内の親族から購入する住宅は除く。
- (5) 住宅取得 第3号又は前号により住宅を取得することをいう。
- (6) 新規移住者 補助金の交付申請時において、引き続き1年以上町外に居住していた者で、町外から浦幌町に移住する者をいう。
- (7) 町内在住者 現に浦幌町に住所を有する者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この告示による補助金の交付対象者は、平成23年度から令和7年度までに住宅を取得する新規移住者又は町内在住者で、居住するための住宅を新築又は中古住宅を購入する者とする。

2 区分所有（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）で規定する占有部

分の属する家屋及び共有部分とされた附属の建物を含む。)する住宅については、それぞれの区分所有者ごとに交付対象とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、交付対象者から除く。

- (1) 平成23年3月31日以前に締結した工事請負契約、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認申請及び建築工事届により住宅を新築する者、又は平成23年3月31日以前に締結した売買契約により中古住宅を購入する者
- (2) 住宅の建設に関し、移転補償を受ける者
- (3) 市町村税、その他市町村に対する債務の履行を遅滞している者
- (4) この告示の規定により補助金の交付を受けた者。ただし、中古住宅の購入により補助金の交付を受けた者が新築する場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、次の各号によるものとする。

- (1) 新規移住者
 - ア 新築する場合は、200万円とする。
 - イ 新築かつ町内業者施工の場合は、50万円を増額する。
 - ウ 中古住宅を購入する場合は、その購入金額に100分の10を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の限度額は100万円とする。
- (2) 町内在住者
 - ア 新築する場合は、100万円とする。ただし、前条第3項第4号ただし書に該当する場合は、100万円から中古住宅の購入により交付を受けた補助金の額を控除した額とする。
 - イ 新築かつ町内業者施工の場合は、50万円を増額する。
 - ウ 中古住宅を購入する場合は、その購入金額に100分の10を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の限度額は50万円とする。

2 前項の規定による町内業者施工のときの増額補助金は、町外業者が施工する工事のうち、町内業者が50万円以上の下請工事又は工事の一部を施工することが確認できるときも同様とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浦幌町定住住宅取得補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 新規移住者にあつては、転入前の市町村の市町村税及び国民健康保険税（料）等の納税、納入が確認できる書類
- (2) 付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図
- (3) 定住誓約書（第2号様式）
- (4) 工事請負契約書の写し（住宅を新築する場合）
- (5) 売買契約書の写し（中古住宅を購入する場合）

(6) 建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の写し又は建築工事届の写し（住宅を新築する場合）

(7) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、浦幌町定住住宅取得補助金交付決定・却下通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

（補助金の交付請求）

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた年度内に工事又は売買を完了させ、浦幌町定住住宅取得補助金交付請求書（第4号様式）に次の書類を添えて町長に請求しなければならない。

(1) 住民票謄本

(2) 建物の登記事項証明書の写し、建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し、又は建築証明書のいずれか（住宅を新築する場合）

(3) 建物の登記事項証明書の写し、又は固定資産（土地・家屋）異動届の写し（中古住宅を購入する場合）

(4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付及び方法）

第8条 町長は、前条の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の交付方法は、補助金額の8割を現金で、2割を協同組合ハマナス商店会が発行するハマナス商品券で交付するものとする。

（補助金の返還）

第9条 町長は、補助金の交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付を受けた者が住宅取得の日から10年未満で町外に転出し、若しくは町内転居したとき、又はその住宅を譲渡若しくは貸付けし、若しくは取壊し等で居住しなくなったとき。

2 町長は、前項の規定により取消し又は返還を命ずるときは、浦幌町定住住宅取得補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により交付決定者に通知する。

3 第1項の規定により補助金の返還を命じる金額は、住宅取得後の年数に応じ、次のとおりとする。

(1) 1年以内のときは、補助金の全額とする。

(2) 1年を超え2年以内のときは、補助金の10分の9の額とする。

(3) 2年を超え3年以内のときは、補助金の10分の8の額とする。

(4) 3年を超え4年以内のときは、補助金の10分の7の額とする。

(5) 4年を超え5年以内のときは、補助金の10分の6の額とする。

(6) 5年を超え6年以内のときは、補助金の10分の5の額とする。

- (7) 6年を超え7年以内のときは、補助金の10分の4の額とする。
- (8) 7年を超え8年以内のときは、補助金の10分の3の額とする。
- (9) 8年を超え9年以内のときは、補助金の10分の2の額とする。
- (10) 9年を超え10年以内のときは、補助金の10分の1の額とする。

(違約延滞金)

第10条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を納付しなければならない。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。